

### 三、易の位置付け

前二章では、劉歆が、月令による配当に基づいて、『洪範五行伝』と五徳終始説を改造したことを考察した。処々に『周易』を引用し、易と矛盾しないことを主張してはいるが、易説で全てを説明し切ることができず、(明言こそしないものの)月令に拠っていることは明らかである。

それでは、劉歆の五行説に於いて、易は如何なる位置に置かれていたのであらうか。本章では、『漢書』律曆志に記載された劉歆の律度量衡論と『三統曆』・『三統曆譜』を考察し、劉歆が易を五行よりも根源的な原理として捉えていたことを論じる。

#### 律度量衡論

『漢書』卷二十一上 律曆志上には、劉歆が律度量衡について取りまとめで条奏した文の概要が収録されている。ここでは専ら、「三」の累乗の数と、『周易』繫辭伝に示された諸数によって、様々な事物の数値が決まることを論じている。そして、「三」自体が、後述する通り、易と関連付けられている。つまり、易理から数・律・度・量・衡を導き出すことを、論じているのである。

冒頭部に、次のように言う。

一曰、備數。二曰、和聲。三曰、審度。四曰、嘉量。五曰、權衡。參五以變、錯綜其數。稽之於古今、効之於氣物、和之於心耳、考之於經傳、咸得其實、靡不協同。

第一に、数を完備すること。第二に、音声を調和すること。第三に、度をはっきりさせること。第四に、量に通じること(1)。第五に、権(お

もり)と衡(天秤)。「三・五によって変化し、その数を交錯する」という(2)。これを古今について考え、氣・物にあてはめ、心・耳になじませ、經・伝に明証を求めてみると、全て実態を得ており、適合しないことが無い。

これから数・律・度・量・衡について考察することを、宣言した文である。ここで注目すべきは、『周易』繫辭伝の「參伍以變、錯綜其數」という字句を引用している点である。以下の論では、「三」「五」という数値が重要な役割を果たす。

まず、数について、劉歆は次のように述べる。

數者、一・十・百・千・萬也。所以算數事物、順性命之理也。書曰、先其算命。本起於黃鐘之數、始於一、而三之三、三積之歷十二辰之數、十有七萬七千一百四十七、而五數備矣。數とは、一・十・百・千・万である。事物を計測し、生まれ持った理法に従うための手段である。『尚書』に、「まず算・数を定めてから命ずる」という。黄鐘の数に基づく。すなわち、一から始まり、三で乗じて三となり、十二辰の数だけ(十一回)三を乗じると、十七万七千四百四十七が得られ、こうして五数(一・十・百・千・万)が揃う。

ここでは、1・3・9という具合に、「三」ずつ乗じることと、「五」つの桁を得ることを論じている。すなわち、「參五以變」に当てはまる。ただ、単に五桁の単位を得るだけであれば九回乗じて19683を導き出せば良い

はずであるが、それにも拘らず十一回乗じて十二番目の数177147を得ている。これは、続く音律論と関係している。

音律については、まず宮・商・角・徵・羽の五声について述べ、これらが五行・五常・五事、及び君・臣・民・事・物の関係に対応していることを示している。

聲者、宮・商・角・徵・羽也……(中略)……協之五行則角爲木、五常爲仁、五事爲貌。商爲金、爲義、爲言。徵爲火、爲禮、爲視。羽爲水、爲智、爲聽。宮爲土、爲信、爲思。以君・臣・民・事・物言之、則宮爲君、商爲臣、角爲民、徵爲事、羽爲物。

声とは、宮・商・角・徵・羽である……(中略)……これを五行と合わせると、角は木に当たり、五常と合わせれば仁に当たり、五事と合わせれば貌に当たる。商は金・義・言に当たる。徵は火・礼・視に当たる。羽は水・智・聴に当たる。宮は土・信・思に当たる。君・臣・民・事に配当すれば、宮は君に、商は臣に、角は民に、徵は事に、羽は物に当たる。

このように諸物を配当する五声(ひいては五行)が如何にして生じるかについては、「五聲之本、生於黄鐘之律。九寸爲宮、或損或益、以定商・角・徵・羽(五声の基準は黄鐘の律から生じる。律管九寸を宮としてから、損益して商・角・徵・羽を定める)」と言い、またその算出方法は「九六相生、陰陽之應也(九と六によって生じる、つまり陰陽に対応する)」と言う。「九」というのは陽爻の数九、「六」というのは陰爻の数六であり、すなわち、この計算方法は易理に対応する。

五声を導き出すための、十二律の具体的な算出方法は、次の通りである。

參分損一下生林鐘、參分林鐘益一上生太族、參分太族損一下生南呂、參分南呂益一上生姑洗……(中略)……參分亡射損一下生中呂。

(黄鐘の長さ)を三分の二にすると林鐘を下生し、林鐘を三分の四にすると太族を上生し、太族を三分の二にすると南呂を下生し、南呂を三分の四にすると姑洗を上生し……(中略)……無射を三分の二にすると中呂を下生する。

すなわち、黄鐘から $2/3$ と $4/3$ を交互に十一回乗じることによって、十二律を求めることができる。そして、宮・商・角・徵・羽の五声は、黄鐘を宮とした場合、残りの商・角・徵・羽は順に太族・姑洗・林鐘・南呂であるのだから、いずれも黄鐘から $2/3$ と $4/3$ を数回乗じることによって長さが求められる。数の単位について、一に「三」を乗じることによって一・十・百・千・万の「五」つの桁を得たのと同様に、宮から「三」( $2/3$ もしくは $4/3$ )を乗じることによって宮・商・角・徵・羽の「五」つの声を得るのである。また、黄鐘から「三」を十一回乗じて得られた十二律は、十二ヶ月に対応する(3)。そして、十一回乗じて最後に得られた中呂は、黄鐘に対して $65536/177147$ 、つまりこの分母は前に数の単位について求めた $177147$ と同一である。ここに、五桁・十二数と五声・十二律とを関連させようとする意図が見える。

度・量については、それぞれ分・寸・尺・丈・引と龠・合・升・斗・斛の五種類ずつある。いずれもほぼ十進法であり(龠と合のみが「合龠爲合」という二進法)、「三」を乗じる方法は採られていない。ただ、黄鐘の律管の長

さを基準に決めており(4)、黄鐘の長さは「三」の累乗であるので、音律を介してやはり「三」の易理と繋がっていると謂えよう。

衡に用いる権(おもり)も、また五種類(銖・兩・斤・鈞・石)であり、黄鐘の律管に入る黍の重さに基づく(5)。更に、それぞれの単位の数値について次のように述べる。

二十四銖爲兩、十六兩爲斤、三十斤爲鈞、四鈞爲石……(中略)  
 ……二十四銖而成兩者、二十四氣之象也。斤者、明也。三百八十四銖、易二篇之爻、陰陽變動之象也。十六兩成斤者、四時乘四方之象也。鈞者、均也……(中略)……重萬一千五百二十銖、當萬物之象也。四百八十兩者、六旬行八節之象也。三十斤成鈞者、一月之象也……(中略)……四鈞爲石者、四時之象也。重百二十斤者、十二月之象也。終於十二辰而復於子、黄鐘之象也。千九百二十兩者、陰陽之數也、三百八十四爻五行之象也。四萬六千八十銖者、萬一千五百二十物歷四時之象也。二十四銖を一兩とし、十六兩を一斤とし、三十斤を一鈞とし、四鈞を一石とする……(中略)……二十四銖で一兩となるのは、二十四節氣の象である。斤とは、明ということである。三百八十四銖は、『周易』上下二篇の爻数であり、陰陽が変動することの象である。十六兩で一斤となるのは、四時に四方を乗じた象である。鈞とは、均しいということである……(中略)……一鈞の重さは一万一千五百二十銖、これは万物の象である。四百八十兩であるのは、六十日が八節を巡ることの象である。三十斤で一鈞となるのは、一ヶ月の象である……(中略)……四鈞を一石とするのは、四時の象である。一石の重さが百二十斤なのは、十二ヶ月の象である。十二辰を終えてまた子に戻るの、黄鐘の象である。千九百二

十兩であるのは、陰陽の数であり、三百八十四爻に五行を乗じた象である。四万六千八十銖であるのは、一万一千五百二十の物が四時を経ることの象である。

ここでは単に二十四銖が一兩で、十六兩が一斤で、といったことだけではなく、それぞれの数値がどのような数と関連しているのかについて述べている。それらをまとめると、以下のように示すことができる。

兩 $\parallel$ 銖 $\times$ 24 ……二十四節氣  
 斤 $\parallel$ 兩 $\times$ 16 ……四時 $\times$ 四方  
 斤 $\parallel$ 銖 $\times$ 384 ……六爻 $\times$ 六十四卦  
 鈞 $\parallel$ 斤 $\times$ 30 ……三十日(一ヶ月)  
 鈞 $\parallel$ 兩 $\times$ 480 ……六十干支 $\times$ 八節  
 鈞 $\parallel$ 銖 $\times$ 1520 ……万物の数(11520)(6)  
 石 $\parallel$ 鈞 $\times$ 4 ……四時  
 石 $\parallel$ 斤 $\times$ 120 ……十二ヶ月  
 石 $\parallel$ 兩 $\times$ 1920 ……六爻 $\times$ 六十四卦 $\times$ 五行  
 石 $\parallel$ 銖 $\times$ 46080 ……万物の数 $\times$ 四時

これらの重さの単位について、四時・十二ヶ月・二十四節氣・三十日といった時間の数と関連付けるとともに、六十四卦や万物の数といった、易の数とも関連を持たせている。これにより、易理が重量をも統制していることが示される。

以上のように、数・律・度・量・衡のいずれの論に於いても、「三」の累乗の数を用いて「五」つの数値を算出し、併せて十二ヶ月・二十四節氣や一

ヶ月の日数にも関連付けている。すなわち、「參伍以變」を始めとする易の理法が、万象の根源として設置されているのである。

それでは、五行はどのように捉えられていたのであろうか。これまでの考察によっても、数の対応から考えれば、五行は五数・五声・五度・五量・五権と同様に「五」の部類に属する觀念であり、易理によって導き出される側のものと思される。

次節では、更に『三統曆譜』を題材として、このことを確認する。

### 『三統曆譜』

漢志には、劉歆の『三統曆』の計算法とともに、それについて論じた『三統曆譜』が収録されている。この『三統曆譜』では天地人のそれぞれに於いて、根源原理としての「一」が、「三」や「五」を生じる構造を論じている。

このことについては、既に川原秀城氏が詳細に考察しており、その構造を左図のようにまとめている(7)。

川原氏によれば、劉歆は、天地人のそれぞれに於いて、根源的理法である「元」が三統(「三」・五行(「五」)を統轄すると考えたと言ふ。更に、群籍を分類した『七略』では、経学に於いては不易の学術である易学が楽・詩・礼・書・春秋を統轄し、また全学術に於いては経学が諸子・詩賦・兵書・術数・方技を統轄するという、二重の「元——五」という構造があることを指摘している。

本節では、川原氏の研究を踏まえた上で、『三統曆譜』(及び『三統曆』の計算法)の中で、「一」なる易の理が「五」なる五行を導き出すこと、すなわち劉歆が易を五行の根源と考えて運用していたことを、具体的に考察し、確認する。

『三統曆譜』では、天地人それぞれに於ける「一」「三」「五」の関係について、次のように総論している。

傳曰、天有三辰、地有五行。然則三統五星可知也。易曰、參五以變、錯綜其數、通其變、遂成天地之文。極其數、遂定天下之象。太極運三辰五星於上、而元氣轉三統五行於下。其於人、皇極統三德五事。故三辰之合於三統也、日合於天統、月合於地統、斗合於人統。五星之合於五行、水合於辰星、火合於熒惑、金合於太白、木合於歲星、土合於填星。

『左伝』(昭公三十二年)に、「天に三辰が有り、地に五行がある」と言う。それならば、三統と五星についても同様であろう。『周易』(繫辭伝上)に、「三・五によつて変化し、その数を交錯する。その変化に通曉して天地の様子を示し、その数を究明して天下の現象を定める」とある。太極が三辰・五星を上を巡らせ、元氣が三統・五行を下を巡らせる。人に於いては、皇極が三德・五事を統べる。そして、三辰と三統との対応

は次の通りである。日は天統に当たり、月は地統に当たり、斗は人統に当たる。また、五星と五行との対応は次の通りである。水は辰星に当たり、火は熒惑に当たり、金は太白に当たり、木は歳星に当たり、土は填星に当たる。

ここでは、天に於いては太極が三辰五星を運行し、地に於いては元気が三統五行を運行し、人に於いては皇極が三徳五事を統べることを述べている。いずれに於いても、「一」が「三」「五」を統括していることが分かる。また、「三」同士・「五」同士には関連性があるということをも述べている。これは、季節・方位といった異なる範疇の事物であつても五行の同じ区分に配当されるもの同士が関連性を持つ、という五行説の発想と類似している。

以下、「太極」「元氣」といった概念や、それらがどのようにして「三」「五」を統括するのかについて、劉歆が如何に考えていたかについて分析する。

まず太極とは、繫辭伝に「易有大極、是生兩儀、兩儀生四象、四象生八卦……」という太極のことであり、万象の根源とされる。また、元とは、易の「元・亨・利・貞」の元であり、劉歆は十二律に於ける黄鐘を天の六氣(8)の根源と考え、「元氣」と呼ぶ(9)。また、律度量衡論の中に「太極・元氣、函三爲一。極、中也。元、始也」という言葉が見えることから、劉歆が、「太極」「元氣」をそれぞれ「中」「始」という性質を持つとし、いずれも内部に「三」を含む「一」であると見なしていたことが明らかである。

一方、皇極については、ほとんど言及が無い。元々は『尚書』洪範に挙げられる洪範九疇の一つであり、『漢書』五行志の引く「説曰」によれば、「君主の中正」と解釈される。しかし劉歆がこれをどのように解釈したかは不明であり、また、第一節で考察したように、『春秋』の災異を皇極の不調として解釈した例は見つからない。ここでは、天・地に於ける太極・元氣と同様

に、「中」「始」といった含意を持ち、内部に「三」を含む「一」という性質を有する概念と考えておく。

太極は、如何にして「三辰」「五星」を統括するのか。上引の文から、天に於ける「三辰」「五星」は、それぞれ日・月・斗と五惑星であることが分かる。そして、太極、つまり易理が、これらの動きを定めることについては、『三統曆』(律曆志下所引)に述べられている。すなわち、日・月・惑星の運行を計算するための定数に、易の数が用いられているのである。以下、日月の運行や会合を求めるための定数「統母」のうち、易の数が見える例をいくつか示す。

日法八十一。元始黄鐘、初九自乗、一會之數、得日法。閏法十九。因爲章歲。合天地終數、得閏法。

日法は八十一である。元始なる黄鐘の値、乾卦の初九を自乗した、一會の數であり、これによって日法を得る。閏法は十九である。これを章歲とする。天・地の終數を足すと(10)、閏法を得る。

會數四十七。參天九兩地十、得會數。章月二百三十五。五位乘會數、得章月。月法二千三百九十二。推大衍象、得月法。會數は四十七である。「天九」を三倍し、「地十」を二倍して(11)、(その和によつて)會數を得る。章月は二百三十五である。「五位」に會數を乗じて(12)、章月を得る。月法は二千三百九十二である。大衍の象から敷衍して、月法を得る(13)。

朔望之會一百三十五。參天數二十五、兩地數三十、得朔望之會。

朔望の会は、一百三十五である。天数二十五を三倍し、地数三十を二倍して(14)、朔望の会を得る。

この他に、統法・元法・通法・章中・中元等々の定数が挙げられているが、そのほとんどが右に示した日法・閏法・章月・月法・朔望之会の数値を用いて求められており、つまり初九や「天九地十」、「参天兩地」といった易の数・語句を根拠にしている。

ここで興味深いのは、日法の八十一という数を求める上で、そこで用いる数を「元始黄鐘」であると言うことである。「元始黄鐘」とは「元氣」、つまり地に於いて三統・五行を巡らせる「一」なる「元氣」である。劉歆は、天に於いて「太極」が三辰・五星を管制するとし、地の「元氣」とは用語を変えているのだが、この計算法ではそれらが区別されていない。つまり、突き詰めれば「太極」も「元氣」も相通じるものなのであろう。

また、五惑星についても、五行の数に加えて、易の数を用いて歳数を算出している。

木金相乗爲十二、是爲歳星小周。小周乘《策》、爲一千七百二十八、是爲歳星歳數。

木(113)・金(114)を乗じると十二となり、これが歳星の小周である。小周に坤の策数(1144)を乗じると一千七百二十八となる。これが歳星の歳数である。

金火相乗爲八、又以火乘之爲十六、而小復。小復乘乾策、爲三千四百五十六、是爲太白歳數。

金・火(112)を乗じると八となり、更に火を乗じると十六となる。こ

れが太白の小復である。小復に乾の策数(1216)を乗じると三千四百五十六となる。これが太白の歳数である。

土木相乗、而合經緯爲三十、是爲鎮星小周。小周乘《策》、爲四千三百二十、是爲鎮星歳數。

土(115)・木(113)を乗じ、その經・緯を合わせると三十となる。これが鎮星の小周である。小周に坤の策数を乗じると四千三百二十となる。これが鎮星の歳数である。

火經特成、故二歳而過初。三十二過初、爲六十四歳、而小周。小周乘乾策、則太陽大周、爲一萬三千八百二十四歳、是爲熒惑歳數。

火は単独で成り立つので、(他の五行の数を乗せずに)二歳で初期位置へ至る。三十二回初期位置に至ると六十四歳であり、これが小周である。小周に乾の策数を乗じると太陽(火)の大周となり、一万三千八百二十四歳である。これが熒惑の歳数である。

水經特成、故一歳而及初。六十四及初、而小復。小復乘《策》、則太陰大周、爲九千二百一十六歳、是爲辰星歳數。

水は単独で成り立つので、(他の五行の数を乗せずに)一歳で初期位置に及ぶ。六十四回初期位置に及ぶと、小復である。小復に坤の策数を乗じると、太陰(水)の大周となり、九千二百一十六歳である。これが辰星の歳数である。

五惑星の小周(内惑星の場合は小復)の数値を五行の数(水一、火二、木三、

金四、土五)を用いて求め、これに乾卦の数216もしくは坤卦の数144を乗せて大周(内惑星の場合は大復)の値を出す。また、算出された水星・火星の歳数を平均すると11520、つまり繫辞伝の言う「萬物之數」にもなるという(15)。このように、これらの数値は易理に満ちているのである。

歳数は、見中法や見閏分といった数値を導き、更にこれらの定数と日月に関する定数の「章中」「元中」「章月」を用いて、惑星の現れる時(年・節気・月名)や位置(十二次)を計算する。

以星行率減歳數、餘則見數也。東九、西七、乘歳數、并九七爲法得一、金水晨夕歳數。以歲中乘歳數、是爲星見中分。星見數、是爲見中法。以歲閏乘歳數、是爲星見閏分。

各惑星の行率で歳数を減じた余りの数が、(木星・火星・土星の)見数である。(水星・金星は、)東に現れる場合は九、西に現れる場合は七であり、それぞれに歳数を乗じ、九・七の和によつて除して得た商が、金星・水星の晨(東)・夕(西)の歳数である。歳中で歳数に乗じたのが、惑星の見中分である。惑星の見数とは、見中法である。歳閏で歳数に乗じたのが、惑星の見閏分である。

推五星見復。置太極上元以來、盡所求年、乘大終見復數。盈歳數得一、則定見復數也。不盈者、名曰見復餘。見復餘盈其見復數、一以上、見在往年。倍一以上、又在前往年。不盈者、在今年也。

五星の見(外惑星の周期)・復(内惑星の周期)を計算する方法。太極上元以来の年数に大終(16)の見・復の数を乗じる。これを歳数で除した商を定見数・定復数とする。剰余を、見余・復余という。見復余が見

復の数以上(二倍以下)であれば、前年に惑星が現れている。二倍以上であれば、前々年に現れている。見・復の数以下であれば、今年に現れる。

推星所在、見中次。以見中分乘定見復數、盈見中法得一、則積中法也。不盈者、名曰中餘。以元中除積中餘、則中元餘也。以章中除之、餘則入章中數也。以十二除之、餘則星見中次也。中數從冬至起、次數從星紀起、算外則星所見中次也。

惑星の所在、見中次を計算する方法。見中分で定見数もしくは定復数に乘じ、見中法で除した商を積中法とする。剰余を中余という。元中で積中を除した剰余を、中元余とする。これを章中で除した剰余を、入章中数とする。これを十二で除した剰余が、星見中・星見次である。星見中の数は冬至から始まり、星見次の数は星紀から始まる。この計算結果が、惑星の見える中気・十二次である。

推星見月。以閏分乘定見、以章歲乘中餘、從之。盈見月法得一、并積中、則積月也。不盈者、名曰月中餘。以元月除積月、餘名曰月元餘。以章月除月元餘、則入章月數也。以十二除之。至有閏之歲、除十三。入章、三歲一閏、六歲二閏、九歲三閏、十一歲四閏、十四歲五閏、十七歲六閏、十九歲七閏。不盈者、數起於天正、算外則星所見月也。

惑星の見える月を計算する方法。閏分で定見に乘じ、また章歳で中余に乘じ、加える。見月法で除した商に積中を加えたものを、積月という。剰余を月中余という。元月で積月を除した剰余を、月元余という。章月で月元余を除した商が、入章月数である。十二でこれを除し、閏年の場

合は十三で除す。入章の後、第三年・第六年・第九年・第十一年・第十四年・第十七年・第十九年が、それぞれ閏である。剰余は、天正（十一月）から数え、その計算結果が星の見える月である。

このように、易から導き出した数値を元にして、五惑星の運行が定まるのである（17）。また、（節気は太陽の位置を基準とし、月名は満ち欠けの日数に拠るのであるから、当然と言えば当然ながら、）この計算には日月の定数も関係している。言い換えれば、「五」の位置を定めるのに、「三」の数値が関係している。前述したように、劉歆の律度量衡論では「三」が「五」を定める上で大きな働きを發揮する。また、後述するように、劉歆は三統から五行の色・順序が定められるとも論じている。数字同士の関係という抽象的な次元で、類似した構造を有している。

以上の通り、天に於いて、「一」なる元氣黄鐘の値に基づき、易に説かれる数値を運用することによって、三辰五星の動き方が規程されることが確認できる。

地に於いて、元氣が三統を巡らせる過程については、律度量衡論の中の、鐘律を論じる部分に於いて詳述されている。

三統者、天施、地化、人事之紀。十一月、乾之初九……（中略）……故黄鐘爲天統。律長九寸、九者所以究極中和、爲萬物元也。易曰、立天之道、曰陰與陽。六月、坤之初六……（中略）……故林鐘爲地統。律長六寸、六者所以含陽之施、林之於六合之内、令剛柔有體也。立地之道曰柔與剛、乾知大始、坤作成物。正月、乾之九三……（中略）……故太族爲人統。律長八寸、象八卦……（中略）……是爲三統。其於三正也、黄鐘子爲天正、

林鐘未之衝丑爲地正、太族寅爲人正。

三統とは、天が施し、地が化し、人が事える法則である。十一月は、乾卦の初九であり……（中略）……そこで黄鐘が天統なのである。律長は九寸、九というのは中和を極め、万物の元となる数である。『周易』（説卦伝）に、「天の道を立てて、陰・陽と言った」という。六月は、坤卦の初六であり……（中略）……そこで林鐘が地統なのである。律長は六寸、六というのは陽の作用を含み、それを六合の中に榮えさせ、剛・柔に実体を得させる数である。「地の道を立てて、柔・剛と言った」（説卦伝）、「乾は大始を司り、坤は物を生成する」（繫辞伝上）と言う。正月は、乾卦の九三であり……（中略）……そこで太族が人統なのである。律長は八寸、八卦を表す……（中略）……以上の三者が三統である。三正について言えば、黄鐘子は天正、林鐘未の衝である丑が地正、太族寅が人正である。

ここでは三統を天統・地統・人統をそれぞれ黄鐘九寸・林鐘六寸・太族八寸とする。そして、黄鐘を三分損益して林鐘・太族が導き出されるのであるから、つまり元氣黄鐘九寸から天・地・人の三統が派生することになる。ここで何度か繫辞伝・説卦伝の字句が引用され、消息卦に基づいて月の爻を述べているのに加え、前述したように劉歆によればそもそも三分損益自体が剛爻九・柔爻六に基づき、また「參天兩地」に合う計算方法である。「一」なる元氣黄鐘から「三」なる三統が導き出されることが確認できる（18）。また、五行については、『三統曆譜』が「天以一生水、地以二生火、天以三生木、地以四生金、天以五生土」と述べ、繫辞伝上の「天一、地二、天三、地四、天五」と関連付けて、その生成と数を説明している。つまり、やはり易理が「五」を生じるのである。

更に、『三統曆譜』は次のようにも述べている。

三五相包而生天統之正、始施於子半、日萌色赤。地統受之於丑初、日肇化而黄、至丑半日牙化而白。人統受之於寅初、日孽成而黒、至寅半日生成而青。

三・五が包み合つて天統の正月を生じ、まず子の midpoint に置く。(色では) 日が昇りはじめの色、つまり赤に当たる。地統が丑の初点にて引き継ぐ。(色では) 日が赤から変わり始めて黄となり、また丑の midpoint に至ると日が芽を出して来て、白となる。人統が寅の初点にて引き継ぐ。(色では) 日がすつかり出てきて黒となり、そして寅の midpoint に至ると日が完成して青となる。

ここでは、天統を子半(赤)、地統を丑初(黄)と丑中(白)、人統を寅初(黒)と寅中(青)にすることにより、五行の色と相生の順序を導き出している。五惑星の運行の計算が、易理だけでなく三辰をも用いて導き出されるのと同様、五行についても、易の文言が数を導き出すとともに、三統によって色と相生が導き出される。両者は類似の構造を持つと謂えよう。

以上の通り、地に於いても、三統・五行が、元氣と易理によって生み出されることが確認できる。

人に於いては、皇極が三徳・五事を統べるのであるが、前述の通り、劉歆が皇極を如何に解釈していたかは不明である。ただ、三徳・五事についてはいくつかの言説を見出せる。これにより、劉歆の考えの一端を知ることができるとする。

『三統曆譜』では、「三徳」に関して、次の語が見える。

傳曰、元、善之長也。共養三徳、爲善。又曰、元、體之長也。合三體、而爲之原。

『左伝』に、「元とは、善の長である。三徳を共養し、善をなす」と言い(昭公十二年)、また「元は、体の長である」とも言う(襄公九年)。元は三体を包含しており、これを根源と見なすのである。

この「三徳」について、『左伝』昭公十二年についての杜預注は、正直・剛克・柔克、つまり洪範九疇に挙げられる三徳とみなし、孔穎達等もそれに従つて疏を著している。しかし、ここでの三徳とは、『周易』に述べられる亨・利・貞の三者であろう(19)。何故なら、この昭公十二年の伝文は易の「黄裳元吉」(坤卦六五爻辞)について説いた言であり、かつ劉歆は更に襄公九年の「元、體之長也。亨、嘉之會也。利、義之和也。貞、事之幹也」(20)と結び付けているからである。

従つて、ここで劉歆が述べているのは、『周易』の説く元・亨・利・貞の四徳のうち、元が別格であり、他の三徳を包括・統制しているということと考えられる。そして、前引の「皇極統三徳五事」の「三徳」も、また亨・利・貞のことであろう(21)。

劉歆は「皇極」の「極」を「中」と訓じている一方、ここでは三徳の長を「元」としている。「元」とは、地に於いて三統・五行を巡らせる「元氣」の訓に当たる。天に於いて「太極」が三辰・五星を巡らせるとしておきながら、「元氣」によって三辰の定数を導き出すのと同じように、ここで人に於いても、「皇極」が三徳・五事を統べるとしながら、三徳の長を「元」と言う。要するに、天地人それぞれについて「太極」「元氣」「皇極」三者を割り当てるものの、これら三者は、結局は一体なのである(22)。

人に於ける「五」、つまり五事については、『三統曆譜』に説明が見えず、

「皇極」「三元」がこれらを生じたり規定したりする過程については、全く不明である。ただ、前引の通り、律度量衡論に於いて五事は五行に当てられており、対応関係は見出せる。

以上のように、劉歆の説では、天・地に於いて、「一」なる太極・元気が易理に基づいて「三」なる三辰・三統を規定し、更に「五」なる五星・五行を規定する。また、人に於いても、「一」なる皇極(元)が「三」なる三徳を包含すると考えた(ただし、皇極が五事を規定することについては、論が及んでいない)。また、太極・元氣・皇極は通用し、三辰・三統、そして五星・五行・五事は対応関係を有する(ただし、三徳がどのように三辰・三統に配当されるかについては不明)。

この五星・五行・五事の対応関係は、五行説に於ける配当関係に当たる。そして、これら「五」は、「一」と易理によつて生成・統制される。しかし、「五」同士の配当の関係は、実は従来の五行説に基づいている。例えば、五行と五事の配当は、『洪範五行伝』に拠っており、また五星の五行への配当は『淮南子』天文訓によるものと合致する。

また、十二律の十二ヶ月への配当も、律管の長さの順、つまり時令に基づいて配当されている。

劉歆の説では、十一月に当たる黄鐘から三分損益して十二律を求めらるのみならず、十二ヶ月の数について、十一月から順番に三を乗じて行く。

太極・元氣、函三爲一。極、中也。元、始也。行於十二辰、始動於子、參之於丑得三、又參之於寅得九、又參之於卯得二十七……(中略)……又參之於酉得萬九千六百八十三、又參之於戌得五萬九千四十九、又參之於亥得十七萬七千一百四十七。太極・元氣は、三を内含しており、一である。極とは、中である。元と

は、始である。これが十二辰を巡る。まず子から動き始め、丑にて三倍して三となり、更に寅にて三倍して九となり、更に卯にて三倍して二十七となり……(中略)……更に酉にて三倍して一万九千六百八十三となり、更に戌にて三倍して五万九千四十九となり、更に亥にて三倍して七万七千一百四十七となる。

一方、黄鐘の長さを仮に一として十二律を三分損益した場合、林鐘は三分の二、太族は九分の八、南呂は二十七分の十六……夾鐘は一万九千六百八十三分の一万六千三百八十四、亡射は五万九千四十九分の三万二千七百六十八、中呂は十七万七千四百七十七分の十三万七千七十二となる。つまり、律管の分母を考えれば、林鐘・太族・南呂……夾鐘・亡射・中呂の順に、十二月・正月・二月……八月・九月・十月とすれば、右に示された各月の数と合致する。

ところが、それにも拘らず、劉歆はそのようにはしない。これら三分損益の順によつて生み出された十二律は、十二ヶ月に於いて「自黄鐘始而左旋、八八爲伍(黄鐘から左回り、八ずつで組になる)」、つまり林鐘・太族・南呂……夾鐘・亡射・中呂は、順に六月・正月・八月……二月・九月・四月となると言う。これは、月令による配当と完全に一致する(23)。

また、前引のように、劉歆は地統を林鐘に当てた上で、三正の地正が十二月であることについては「林鐘未之衝丑爲地正」と説明している。もし、林鐘を六月ではなく十二月に割り当てておけば、このような措置は必要なかったはずである。つまり、十一月から三分損益の順に、十二月林鐘・正月太族・二月南呂としておけば、太極・元氣が十二辰を巡る数値とも一致し、三正に於ける地正十二月もスムーズに導き出せたのに、劉歆はそうしなかった。恐らくその原因は、月令が林鐘を六月に当てており、劉歆は月令の配当を重んじたからであろう。



り区分されたりする」とあります。そこで、群神を五部に分類し、天地のそれぞれの神々に兆を設けるのです。中央は、帝黄霊と后土の時、それに日廟・北辰・北斗・填星・中宿・中宮であり、長安城の未の方角の地に兆を設けます。東方は、帝太昊青霊と勾芒の時、それに雷公・風伯の廟、歳星・東宿・東宮であり、東郊に兆を設けます。南方は、炎帝赤霊・祝融の時、それに熒惑・南宿・南宮であり、南郊に兆を設けます。西方は、帝少皞白霊・蓐收の時、それに太白星・西宿・西宮であり、西郊に兆を設けます。北方は、帝顓頊黒霊・玄冥の時、それに月廟・雨師廟・辰星・北宿・北宮であり、北郊に兆を設けます。(29)

ここでは、まず五帝・五神・五惑星を五行説に基づいて五方に分類している。とりわけ五帝・五神については、月令の説と一致する。

中央……黄霊・后土・填星

東方……太昊青霊・勾芒・歳星

南方……炎帝赤霊・祝融・熒惑

西方……少皞白霊・蓐收・太白星

北方……顓頊黒霊・玄冥・辰星

そして、それらに加えて、日・月・星辰・雷・風・雨を、以下のように、三つの時に割り当てる。

中央……日・北辰・北斗

東方……雷公・風伯

北方……月・雨師

日・月・星辰・雷・風・雨(水)は、いずれも王莽が「六宗の属」として挙げたものである。つまり、ここでも「三」(六宗)と「五」(五帝・五神・五惑星)との、「三——五」の区分が見られるのである。

そして、「二」に当たるのが皇天上帝であり、これは単独で泰一兆に祀られる。既に武帝が、五方の五時とは別に上位の泰時を設けているが(30)、劉歆説はそれを更に推し進めた。諸神を五分類した上で、更に六宗に属する日・月・星辰等をも五時(のうちの三時)に併せ祀る。謂わば皇天上帝以外の全てを五時に集約・分類した上で、それらとは隔絶した別格の「一」なる存在として皇天上帝を設置しているのである。

王莽は、三組の六宗が機能することによって、「能變化、既成萬物」という。しかしながら、六宗自体が「易の六子」、つまり乾坤の理によって生み出されるもの(「子」)である。つまり、六宗は、万物を成り立たせるものであるが、しかしその六宗ですら、易理によって生み出されるものであり、皇天上帝の下位に当たる。

すなわち、劉歆の郊祀説に於いても、「二」(皇天上帝)が抽象的・絶対的な上位者として君臨し、その下に、易理によって生み出され、秩序づけられる「三」(六宗)・「五」(五分類される諸神・万物)が実体として存在するという、「二——三——五」という構造が採られているのである。そして、「五」に於ける五分類の方法は、やはり月令の説を中心としている。

……  
以上考察したように、劉歆は律曆・度量衡に於いて、根源・中和なる「二」から易理によって「三」「五」が生み出されたり秩序付けられたりするという構造の論を立てていた。すなわち、易の理論が最も重要な位置を占める。

しかし、「一」や「三」よりも下位に当たる「五」なる諸物は、易理によって導き出された存在ではあるが、その内部で五分類する方法は、むしろ月令を中心とする五行説に拠っている。

劉歆にとって、易は、様々な具体的事物の数値を導き出す高次にして根源的、不易の理法である。しかし、それより低い次元の具体的な諸物を、数値と関係なく五分類することには、あまり関係しない。それよりも、月令の方が、非常に多くの事物を五分類・十二分類し、関連付けることについて、具体的な明証を多く提供し得る。このために、律暦度量衡に於いては専ら易理によって自説を展開しながら、『洪範五行伝』や五徳終始説の改造に於いては月令を基準にして、易をそれほど用いなかったのである。